

## 「保育所保育指針」<sup>1)</sup>と「幼稚園教育要領」<sup>2)</sup>にみる表現(音楽)の考察

松本 晴子<sup>1)</sup>

幼稚園と保育所という2つの大きな組織に分離していた我が国の幼児教育・保育は、この形に囚われることのない2つを共有した方向性を模索している。たとえば幼稚園では、これまで保育所が行ってきた預かり保育や子育て支援などの活動が実施されている。

本論文は、このたび改訂が行われた「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」の表現領域の音楽分野の記述に視点をあて考察を行い、共通することと異なることを探ろうと試みた。その結果、感じたことや考えたことを表現することを通して、豊かな感性や表現力を育て、創造性を豊かにするというねらいは共通であることを確認した。内容については類似が認められたものの異なることも示されており、「保育所保育指針」は、保育所の役割のひとつである「養護」を意識した内容が反映されていること、「幼稚園教育要領」は、各幼稚園が工夫し弾力的に運営できるように含みを持たせた記述となっていることなどを確認した。また幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを踏まえた「保育」であることが前提となっていることも確認した。

Keywords : 保育所保育指針、幼稚園教育要領、表現(音楽)、幼児音楽指導

### 1. はじめに

幼稚園と小学校の連続性、幼小の連携は、我が国の長年の課題となっているが、昨今はどちらかという幼稚園と保育所という2つの大きな組織に分離していた幼児教育・保育の在り方や方向性が、緊急の検討課題となってきた。「幼保一元化」のもとに、幼稚園、保育所という形に囚われない2つの特徴を共有した「認定こども園」<sup>3)</sup>はまさにその象徴といえよう。

このような背景には、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化から、子どもの育ちの支援だけでなく、保護者の子育てを支援することや保護者の子育て力を高めるための支援など「子育て支援」に期待されることが増えてきている現状がある。幼稚園では、教育課程外に関する内容として子育ての支援が位置づけられ、これまで保育所が担ってきた預かり保育や子育て支援活動などに取り組んでいる。保育所では、地方自治体が公立保

育所を民営化する動きが高まっていることなども一因となり、保育の補完はもとより各保育所がそれぞれ保育士等の資質・専門性の向上のために研修を行ったり、創意工夫を凝らした指導計画の作成と保育実践に取り組んだりしている。

本論文は、これらを押さえつつ平成21年度から施行されている「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」の中の表現領域の音楽分野に視点をあて、それぞれどのようにとらえられているか考察し、共通することと異なることを探る。さらに、幼小の学びの連続性を踏まえた幼児音楽指導のあり方について若干考察する。

### 2. 「保育所保育指針」における音楽表現のとりえ方

改定された「保育所保育指針」(以下、指針と略記)は、厚生労働大臣告示として法的拘束力を持つようになった<sup>4)</sup>。これによって、これまでのガイドライン的役割から、すべての保育所において遵守しなければならない保育所保育の内容が示

1. 宮城学院女子大学発達臨床学科

されたことになる。

指針の第3章には、保育の内容が記されている。「(1) 養護に関わるねらい及び内容」(以下「養護」と略記)と、「(2) 教育に関わるねらい及び内容」(以下「教育」と略記)の2つに分類され、それぞれの意義を明確化している。

「養護」とは、子どもの生命の保持と情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであるとして、その内容が記されている。「教育」とは、子どもが健やかに成長するために活動をより豊かに展開させるための発達の援助であるとし、「ア 健康」、「イ 人間関係」、「ウ 環境」、「エ 言葉」、「オ 表現」の5領域を示し、それぞれに関する内容が記されている。

しかしながら、「養護」と「教育」は、切り離して考えられたり行われたりするものではなく、一体的に展開される場所に保育所保育の特性があるとしている。子どもの心の安定を図りながら、子ども一人一人の心身の発達段階にきめ細かに対応していく養護的側面と、保育士としての願いや意図を伝えながら、子どもの成長・発達を促し導いていく教育的側面が、一体となって展開していくことが保育の場であるという認識は大切にされなければならない。

音楽表現に関わる内容は、「(2) 教育に関わるねらい及び内容」の「表現」領域のひとつに位置づけられており、「音楽」という特定の方法にはなっていない。これは、子どもの身体機能や生理機能、運動面や情緒面、知的な面などの多様な発達の側面は、相互に関連しながら総合的に発達していくものであることから、「音楽」という特定の方法よりも様々な方法を混在させて表現を楽しむとことを重要視していると考えられる。子どもが好んで遊ぶ「ごっこ遊びや運動遊び、ことば遊び、音楽リズム遊び、描画、物語などの表現活動は、それぞれ一見異なった活動領域であるように見え」<sup>5)</sup>ることが多く、実際、それぞれが特有の楽しさを持っている。「しかし、からだやことばを精一杯働かせて表現活動を行っているという点では、これらの遊びは子どもの育ちに同じような役

割を果たしていると捉えることができ」<sup>6)</sup>るだろう。それぞれの表現活動が関わりあいながら関連しあいながら、その子どもあるいは遊びグループの独自の表現として、発展していくといえよう。

「オ 表現」を見てみると、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。」という目標があり、それを達成するために、3つのねらいが設けられている。ここでは、3つのねらいと内容のなかから音楽表現に関わるものについて考察を行いたい。

ねらいの①は、「いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性をもつ」(傍線筆者)であるが、ここでは物という幅広い意味を持つ言葉が用いられている。物については、保育の実施上の配慮事項においても具体的には述べられていないが、ここでの物は、物体や物品、音楽でいえば目に見える楽器だけでなく、聴感覚でとらえられる音楽そのものも含まれていると考える。

②は、「感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ」(傍線筆者)である。この自分なりとは、どんな表現方法を取るか、どんな手段で表現するかということよりも、表現しようという気持や意欲を重視しているのとらえることができるであろう。人間は、自分自身の考えや思いを表現しなくては、自分を理解してもらうことができないし、コミュニケーションを取ることもできない。自分なりに表現したことが、保育士等や友だちに伝わったり理解されたりすることによって、子どもは表現することの楽しさを感じたり、表現することの大切さ、価値に気付くようになる。このことは、その後の発達に大きな影響をもたらすと考える。

③は、「生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ」である。②で育った意欲が表現を楽しむ気持ちを育てることにつながっていくと考えるが、この③についても、保育の実施上の配慮事項等に具体的なことは全く示されていない。生活の中で表現を楽しむ気持や意欲を育てるためには、保育所の生活の中で、朝の挨拶の歌を

歌ったり、いくつかの場面で歌ったりすることなどもあるだろうし、季節の変化や行事に合わせて歌ったり踊ったりするなどのことも考えられる。

以上の3つのねらいを達成するための保育の内容は、①から⑩まであり、中でも②は「保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かして遊ぶ」となっている。

表1 指針 第3章 保育の内容 オ表現(イ)内容

②「保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ」(傍線筆者)

保育士等と一緒に歌ったりということは、子どもに「さあ、歌いましょう」と指示を出し、子どもだけに歌わせて、保育士等はピアノなどの伴奏に専念するというのではなく、伴奏を弾きながら子どもと一緒に歌うことを示している。保育士等の歌う声は、子どもに日本語が自然に聴こえることが大切で、声の出し方はベルカント唱法的な声の出し方、歌い方というよりは、話声とつながるような声の出し方であることが基本となるといえよう。また子どもは楽譜をみて歌を覚えるのではなく、保育士等の歌う声、歌う姿を見て歌と歌い方を覚えていく。歌うという言葉を音律にのせて表現する活動を通して、言葉を発するのは違う喜びや楽しさを味わうこととなる。

本来子どもたちにとって、声を出して歌うことは楽しいことで、エネルギーの発散でもある。子どもは一般的に、新しい歌を覚えたい気持ちが強く、覚えて自由に歌えるようになると今度は、言葉遊びを取り入れながら替え歌にしたり、力いっぱい声を出したりして無邪気に歌ったりする。子どもにとって歌うことは遊びであり、生活の一部であり、成長を促すひとつでもあるといえるであろう。季節の歌や伝えていきたい日本の行事の歌などもふまえながら、保育士等は一緒に歌いながら、子どもに歌うことを数多く体験させていくことが求められているといえよう。子どもの歌うことへの興味と関心を育てていくことが望まれる。

手遊びについては、手遊びと具体的に明記され

ていることから、保育士等は発達や場面に応じて、多様な手遊びを用意し子どもと一緒に遊ぶことを重要視していることが推察される。最近の手遊びは、古くから遊ばれていた手遊びを土台としながらも、子どもの興味と関心に合わせて変化している。例えば古くから愛唱されている「とんとんとん ひげじいさん〜♪」の手遊びが、「とんとんとんとん アンパンマン〜♪」や「とんとんとんとん ドラえもん〜♪」などアニメーションのキャラクターを登場させながら遊ぶものなどに変容しているものもある。手遊びは、わらべうたと同じように時代とともに変化したり、地域によって作りかえられたりしていくものであるが、保育士等は本来の手遊びを理解しながら、子どもの興味と関心にそった新しい手遊びを開発していくことも大切となる。

リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶについて考察する前に、リズムのとらえ方を確認しておきたい。

リズムとは、強弱・明暗・遅速などの周期的な反復のことであり、時間的な構造の変化を指している。音楽を形作っている基本的な要素の一つがリズムであり、リズムは時間的構造と密接な関係にある。このことが、音楽は時間芸術といわれる所以となっている。音楽的にもう少し詳細にみると、リズムには規則的に反復する拍節的リズムと不規則な非拍節的なリズム、一定の単位をもたない自由リズムがあり、ひとつの楽曲にはこれらが混在している場合もある。

一方、呼吸、脈、心拍などもリズムを持っていることから、生きていることそのものがリズムを刻んでいるとも言えよう。もとより一日(24時間)、一週間、あるいは1年などもリズムとともにある。まさにリズムは、生活とともに刻まれる時間であり、生きている証であり、生命の源、象徴とも言えるであろう。

これらのことをふまえて、指針における子どもにとってのリズムについて考えると、音楽的なリズムの意味がもちろん含まれてはいるものの、どちらかという生命の源としての「生活リズム」<sup>7)</sup>

を身に付け、作られていくことを前提として  
と考える。保育所や家庭での生活を通して、人間  
としての生活のリズムを身につけていくことがま  
ず重要であり、その支えとなる音楽リズムという  
位置づけがふさわしいのではないだろうか。

したがって、ここでのリズムに合わせて体を動  
かしたりして遊ぶとは、正確にリズムに合わせて  
動いたりすることよりも、そのリズムに合わせて  
体を動かすことを体験すること、規則的なリズム  
や不規則なリズムなどに触れたりしてリズムその  
ものへの興味を持ち、遊びながらその違いを聴き  
とったりすることが大切と考える。

第3章保育内容(2)教育に関わるねらい及び  
内容オ 表現(イ)の⑧は、「⑧音楽に親しみ、  
歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする  
楽しさを味わう。」という明らかに表現領域の中  
でも音楽そのものを意識している項目である。

表2 指針 第3章 保育の内容 オ表現(イ)内容

⑧音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。	(傍線筆者)
--	--------

音楽にかかわる活動が楽しいということを楽しむ  
ることが究極のねらいとなっていることは明  
らかである。子どもが音楽に親しむには、保育所  
の生活における多様な場面において、音楽を用い、  
音楽に触れる機会を数多く提供することも一つ  
あげられる。また、季節や行事などの節目の音楽  
活動を大切に扱うことで、親しみを持つことも考  
えられる。この⑧には音楽を聴く活動については、  
触れられていないが、音楽は聴覚と深く結びつい  
ていることから、音楽を聴く活動を工夫していく  
ことも望まれるだろう。保育計画を立てるにあた  
っては、子どもにとって心地よい情緒が安定する  
ような、音楽や楽しめるような音楽との出会いを  
考慮することが求められる。それには、どのよう  
な姿勢で音楽活動を行うのか、各保育所で共通理  
解を持って取り組むようにしていくことが大切で  
ある。

歌を歌ったりについては、子どもは大人に教え

られなくても、生活の中で聴こえてくる歌を耳で  
覚える力を持っている。音符がわからなくても楽  
譜を読むことができなくても、音楽を歌ったり演  
奏したりすることができるようになる力を持って  
いる子どもがいることを理解しておきたい。前述  
の②の保育士等と一緒に歌ったりのところ  
で少し触れたが、保育所における歌う活動には、それら  
の個々の力とは別に、保育士等と一緒に歌う楽し  
み、保育士等の歌う声に合わせながら覚え歌う楽  
しみがある。成長にしたがっては、子ども同士で  
歌い合わせる楽しみも味わうことができるように  
なる。したがって、保育士等の歌い方がひとつの  
見本となることを十分に認識することが大切であ  
る。子どもが歌っている言葉は自然な日本語に聴  
こえるかどうか、言葉の流れから不自然な息継ぎ  
はしていないかなど、保育士等は配慮しながらも、  
子ども自身にも自分の歌っている声や歌い方に気  
づかせていくことが大切であろう。どんな声で歌  
うかといういわゆる発声の問題よりも、言葉の扱  
い方、どんな内容の歌なのかを大事に取り扱って  
いくことから、おのずとどんな声で歌えばよいか  
ということにつながっていくと考える。

簡単なリズム楽器を使ったりについては、  
指針においては、リズム楽器の種類については  
特に記されていない。一般的には、カスタネット、  
タンブリン、すず、トライアングル、シンバル、  
小太鼓、大太鼓などがあげられるが、この他にも、  
ラテンパーカッションといわれるギロ、ウッドブ  
ロック、マラカス、カウベルなどを用いても楽し  
く活動できる。打楽器の良いところは、たたけば  
即時に音がでることである。基本的な楽器の扱い  
方を伝え、楽しく楽器を演奏することが大切とい  
えよう。同じ楽器の数がそろわない場合は、交代  
で使用しても良いだろうし、代用となるリズム楽  
器を手作りするのも楽しいことである。気を付け  
ることは、楽器に触れることができなかつたとい  
う子どもがいないように留意することである。た  
たくリズムは、保育士等の模倣から始めたり、歌  
っている楽曲の一部分を取り出してたたくのも面  
白だろう。同じリズムをたたいても、楽器の音

色によって印象が異なることに気付いて、楽器の持つ音色に興味を広がっていくように指導することも大切と考える。

### 3. 「幼稚園教育要領」における音楽表現のとらえ方

このたびの改訂にあたって、中央教育審議会は、初等中等教育分科会の中に「幼児教育部会」を設置し、初めて我が国の幼児教育の在り方や方向性について絞り込んだ議論を重ね、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について答申を行った。そこでは、①家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進、②幼児の生活の連続性及び学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実という2つの方向性を示した。詳細は他の論考に譲るとするが、それらを踏まえて、このたびの幼稚園教育要領（以下要領）が告示された。全体を通して、幼稚園教育あるいは幼児期の教育が、生涯にわたる人格形成の基礎であることが力説されており、幼稚園での保育の成果）が義務教育及びその後の教育につながっていくことを明確にした内容となっている。

改善の基本方針には、表現力の育成についても明記されており、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実として、表現に関する指導を充実させることを指導上の課題としている。これは、幼稚園生活において、音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と自分なりの表現ができるようになる力を培うことが大切であること、それを実現するには表現する過程と表現に関する指導の充実を目指すことが基盤となることを示しているものである。

要領の第2章には、ねらいと内容が記してある。ねらいは、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を幼稚園修了までに育てることである。内容は、幼児の発達の側面から、前述の指針と同様に心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領

域「言葉」、感性と表現に関する「表現」の5領域になっている。

音楽表現に関わる内容は、「音楽」という特定の活動ではなく「表現」の中に位置付けられていることも、指針と同様である。幼児の発達においては、「音楽」という特定の活動よりも、音楽に合わせて体を動かしたり、踊ったりなどの様々な素材が連動しあう表現活動の方が多く、幼稚園生活と遊びの中で、身近な周囲の環境とかかわりながら感じたり、考えたり、イメージを広げたりなどの経験を重ね、創造性を豊かにしていくといえよう。

具体的に「表現」の内容から音楽表現に関連すると思われるものを考察するとき、「(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする」に注目したい。

表3 要領 第2章 ねらい及び内容 表現2内容

(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。 (傍線筆者)
--

ここでは生活の中で美しいものとなっているので、音楽だけでなく生活の中で出会う自然や様々な事象、出来事など広くを意味していると思われるが、音楽の起源や役割、機能を考えるとき音楽にとって、「美しい」ということは大切な要素となる。

例えばプラトンは、音楽には美しいものとその反対のものが、「しかるべき正しい教育を与えられた者は、欠陥のあるもの、美しく作られていないものや自然において美しく生じていないものを最も鋭敏に感知」<sup>8)</sup>し、「美しいものをこそ賞め讃え、それを飲みそれを魂の中へ迎え入れながら、それら美しいものから糧を得て育くまれ、みずから美しくすぐれた人となるだろう」<sup>9)</sup>と導いている。美しい音楽こそが正しい人間を作り上げると述べているのである。

また、孔子は礼楽思想を重んじたことで知られているが、そのきっかけとなったのは、「子在齊、聞韶樂三月、不知肉味、曰、不圖爲樂之至於斯也、」(先生は齊の国で数カ月の間、韶の音楽を聞

きすっかり感動して肉のうまさも解されなかった。音楽というものがこれほど素晴らしいとは思ってもよらなかった)<sup>10)</sup> という一文に秘められていると考えられるのではないだろうか。孔子は自分自身が、韶の奏であるあまりの美しさに心がすっかり奪われてしまい、おいしかった肉の味以上に鮮明に心に刻まれた体験を重要視したのである。そして、心を動かす音楽は、人間の人格形成や教養のために影響を与える重要なものであることを根本思想に据えたのである。

このように音楽を聴いて美しいと感じる感覚や感性、感受性には、人間が生まれながらに持っている感覚と、成長とともに鋭敏になっていく感覚や感性、そして学ぶことによって培われていく感性や感受性があると考えられる。音楽表現の指導にあたっては、美しい音楽、音楽の美しさを念頭に置き、子どもが美しいと感じる音楽、心地よく感じる音楽を用意し、教師と一緒に聴いて味わうことも重要と考える。

心を動かすについては、音楽分野の観点からは次の3つのことが考えられる。1つは、上記の「美しい音楽」に触れることである。美しい音楽とは、ジャンルや演奏様式を限定するものではなく、どちらかというと旋律がゆったりと流れ、特徴的な覚えやすい旋律をもっている音楽、聴き入るような美しい音色の音楽といえるであろう。指導者が演奏しても良いだろうし、音源を準備するときは、聴きやすい音で指導者が納得できるような演奏を選択することが大切となる。

2つめは、アップテンポの音楽で、リズムに特徴があるような音楽である。子どもはリズムカルな曲を好み、動き出すことは良く知られている。

3つめは、強弱と音の高低がはっきりしている音楽、楽器の音色に特徴がある音楽である。強弱と音の高低を聞き分ける活動は、子どもにとって取り組みやすく、また聞き分けるために集中力も必要となる。初めて耳にする楽器の音を聴くことは、楽器への興味と関心が高まる。このような音楽に触れることが心を動かすことになり、イメージ力が育っていくことにつながると考える。

表現の中でも音楽に特化した内容は、「(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう」に示されている。

表4 要領 第2章 ねらい及び内容 表現2内容

(6) <u>音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。</u> (傍線筆者)
---

幼稚園の生活の中で、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどの音楽にかかわる活動を行うことに親しみを持ったり、音楽で表現する楽しさを味わわせるということがねらいとなっていることは、指針と同様である。

指針と異なるのは、「手遊びをしたり」という文言が、要領には記されていないことである。これは、後半部分の「など」の記述を多様な音楽活動ととらえると、手遊びが含まれていると読み取ることができる。さらに、活動内容そのものにかかる「など」であると解釈すると、音楽を聴く活動、音を聴き分ける活動、音楽に合わせて体を動かしたり踊ったりする活動、リズムを自由につくる活動、手作りの楽器を製作し音を作り出す活動なども含まれてくるといえよう。音楽に合わせて体を動かす活動としては、「あぶくたつた」「かごめかごめ」「ずいずいずいころばし」「ひらいたひらいた」「はないちもんめ」などのわらべうたあそびも当然考えられる。

また、簡単なリズム楽器を使ったりなど、の箇所から、楽器の種類についての「など」と解釈すると、簡単なリズム楽器だけでなく、鍵盤ハーモニカやマーチングなどで使われるベルリラあるいはオルガン、ピアノなどの楽器を含めていると推測することができる。

このように要領には、指針にはないなどが含まれているために、弾力的に工夫できるようになっていると考える。

正しい音程や頭声発声で歌うこと、楽器を上手に演奏することなど技能を身に付けさせるための偏った指導にならないように、幼稚園での音楽に

表5 指針と要領 にみる表現(音楽)に関する記述

\*下線は筆者

保育所保育指針 第3章 保育の内容	幼稚園教育要領 第2章 ねらい及び内容
オ表現 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	5 感性と表現に関する領域 表現 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。
(ア)ねらい ①いろいろな <u>物の</u> 美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ②感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ③生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	1 ねらい (1)いろいろな <u>もの</u> の美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2)感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 (3)生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
(イ)内容 ②保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。 ③生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。 ④生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。 ⑤様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 ⑥感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、(…省略)する。 ⑧音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。	2 内容 (1)生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりする <u>など</u> して楽しむ。 (2)生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。 (3)様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 (4)感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、(…省略) <u>など</u> する。 (6)音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったり <u>など</u> する楽しさを味わう。

かかわる活動を楽しみ、音楽で表現する楽しさを味わうことが大切であることを忘れてはならない。友だちと一緒に歌ったり、楽器を演奏したりしながら音楽に親しみ、豊かな感性と表現力の芽生えを養うことが重要となる。

#### 4. 指針と要領の音楽表現

指針と要領それぞれの音楽表現に関わる内容について考察を行ってきたが、共通点と相違点をより明らかにするために、表5にまとめて考察したい。

目的とねらいについては、指針と要領の表現の表記上に「物—もの」、「持つ—もつ」という違いはあるものの、中身はまったく同じものとなっている。要領の「もの」「もつ」の表記は、これまで平成元年、平成10年に改訂された要領の表記を継承していると思われる。

内容については、異なる点がいくつか指摘され

る。指針の内容は、「保育士と一緒に」、あるいは音、色、形、手触り、動きと並列して「味、香り」という具体例が記してあることなどから、保育所のひとつの役割である「養護」に関わる要素を強く意識したものとなっていると考える。

一方要領は、幼児を保育することを目的としながらも、義務教育及びその後の教育の基礎を培うという教育的な意味合いが込められている。特に、「など」が多く用いられていることは、前述の3.「幼稚園教育要領における音楽表現のとらえ方」で述べたように、各幼稚園が工夫して取り組むことができるような配慮であり、弾力的な運用を可能なものになっている。

また、気付いたり、感じたりなどするという記述からは、気付く、感じることにとどまらず、感じ取ったり、考えたりのように教育的な意味合いが込められているのではないかとすることも推察される。

音楽的な観点からは、要領に「美しいものや心を動かす」という言葉が明確に記されていることを大切に扱いたいと考える。これは、音楽の本質、音楽の根本に関わることであり、小学校学習指導要領音楽科の全学年の指導の共通事項に示されている「美しさを感じ取ること」<sup>11)</sup>との学びの連続性にも関係すると思われるからである。

小学校音楽科との学びの連続性との関わりでは、低学年・中学年の「音楽表現の楽しさを味わう」という目標<sup>12)</sup>と、指針の⑧「…する楽しさを味わう」、要領の(6)「…などする楽しさを味わう」の箇所に、共通性を見出すことができる。

ただ指針、要領ともに、どちらかという具体的な内容というよりは、「楽しむ」、「楽しさを味わう」、「豊かな感性を持つ」などの心情、態度に関わるものに重点が置かれている。どのような環境を整えれば「豊かな感性」が育つのか、また、イメージを豊かにするにはどのような教材を用い、援助を行えばよいのかといった具体的な方法が分かりにくいものとなっている。このことは、指導計画の立て方や内容の取り扱い方、多様な楽曲の中から何を選曲し、どのような指導方法を工夫していくかなどによって、子どもたちの満足度や学びに、差が出てくることを予想させるものである。

今後は、小学校の音楽科において、各学校の自由裁量が維持されながらも、共通教材<sup>13)</sup>という日本全国どここの学校でも学ぶものが明確になっているように、幼児教育においても、保育の質を維持し高めるために、また小学校との学びの連続性を系統的にするために、より具体性を持ったものにしていくことが検討されるべきであろう。

## 5. おわりに

本論は、平成21年4月1日から施行されている「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」の表現の音楽に関連する内容について、それぞれ考察し比較検討した。今回の改定によって、指針が規範性を有する基準としての性格をもつこととなったのは意義深い。これによって、2つの機関の目指す保育の内容は歩み寄ったともとらえられるだ

ろう。しかし、本来の役割、機能はやはり異なっていることから、保育所、幼稚園あるいは認定幼稚園などにおいては今後も試行錯誤が続くと考える。

我が国の教育政策は、視点が揺らいでおり、幼小の連携、幼保一元化、小中連携、中高連携、高大連携などあらゆることが叫ばれるものの、いずれも明確に定まったとは言い難く、どこかに不安と課題意識を持ちながら進んでいるように思われる。

そのなかでも、就学前の保育・教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、いち早く我が国の方向性を定める必要があると考える。諸外国に目を向けると、「EU諸国やOECD加盟国は、20世紀末から急ピッチで幼児教育・保育の制度改革と室の改善に取り組み始めている。」<sup>14)</sup>それぞれの国が「子どもは何を学び、知り、できなければならないのか」<sup>15)</sup>の議論をふまえて、その国独自のカリキュラム改革を行っていることが特徴である。

我が国の指針や要領は、まだまだ検討の余地が残されている。今後は、すべての子どもの健やかな成長のために、音楽表現ができることを探りつつ、子どもの成長に関わる仕事を目指している学生たちにも音楽表現の魅力と役割を認識させたい。

## 註

- 1) 平成20年3月28日に告示され、平成21年4月1日から施行されている保育所保育指針の表現（音楽）について、本論文では考察を行った。
- 2) 平成15年5月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して、「今後の初等中等教育改革の推進方策について」の包括的な諮問が行われた。この諮問により、「義務教育制度に接続するものとして幼児教育の在り方」について検討するため、初等中等教育分科会の中に「幼児教育部会」を設置し、我が国の幼児教育の在り方や方向性について初めて絞り込んで議論を重ねた。平成20年1月17日、中央教育審議会が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び

特別支援学校の学習指導要領等の改善について」を文部科学大臣に答申し、文部科学省は、この答申を踏まえ学習指導要領の改訂作業を行った。本論文では、平成20年3月28日に告示され、平成21年4月1日から施行されている幼稚園教育要領を考察した。

- 3) 認定子ども園は、幼稚園と保育所の機能を一体化する施設であり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定されている。①幼稚園と保育所が一体的な運営をする「幼保連携型」②幼稚園に保育所機能を加えた「幼稚園型」③保育所に幼稚園機能を加えた「保育所型」④地域の自治体決定による「地方裁量型」の4つの型がある。
- 4) 保育所保育指針は、昭和40年に制定されて以来、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の局長に通知されていた。地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく「技術的助言」の性格を持ち、最低基準に基づくものではなかったため、保育所保育のガイドラインとして位置づけられていた。このたび平成2年、平成12年に続き3度目の改定が行われ、初めて児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63合）第35条の規定に基づく厚生労働大臣による告示となった。これによって、都道府県等により、最低基準の遵守状況に関する指導監査が、すべての保育所に対して行われることとなる。
- 5) 藤田美美子他（1994）「幼児の発達と表現—音楽表現」『幼児の生活と教育』岩波書店、157
- 6) 同上書、157-158
- 7) 保育所保育指針には「生活リズム」が次の4か所に記されている。

1つは、第1章総則 3保育の原理(2)保育の方法の「イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。」である。

2つは第3章保育の内容 1保育のねらい及び内容(1)養護に関わるねらい及び内容 ア生命の維持(イ)内容の「③清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムが作られていくようにする。」である。

3つは同じく(1)養護に関わるねらい及び内容 イ情

緒の安定(イ)内容の「④一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な職じゃ休息がとれるようにする。」である。

4つは、第3章保育の内容 1保育のねらい及び内容(2)教育に関わるねらい及び内容 ア健康(イ)内容「⑤健康な生活のリズムを身に付け、楽しんで食事をする。」である。

- 8) プラトン『国家』上 藤沢令夫訳（2005）岩波書店、218
- 9) 同上書、218-219
- 10) 金谷治（2000）『論語』岩波書店、156
- 11) 小学校学習指導要領は平成20年3月に改訂が告示され、平成23年4月1日より完全施行となる。第2章各教科第6節が、音楽についての記述である。内容はA表現とB鑑賞は変更されていないが、今回の改定でこの2つに共通することとして〔共通事項〕が新たに加わった。その共通事項に「美しさを感じ取ること」が記されている。
- 12) 小学校学習指導要領の音楽については、低学年〔第一学年及び第二学年〕、中学年〔第三学年及び第四学年〕、高学年〔第五学年及び第六学年〕に分類し示している。低学年、中学年の目標は「音楽表現の楽しさ」高学年は「音楽表現の喜び」という記述になっている。
- 13) 共通教材については様々な議論があるが、小学校学習指導要領の音楽においては、第1学年から第6学年まで、それぞれ4曲ずつが示されている。
- 14) 泉千勢（2009）「欧米の幼児教育・保育改革の構図」『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店 030
- 15) 同上書、031